

○静岡県警察職員等の生涯生活充実のための総合的な福利厚生施策の推進計画策定委員会設置要綱の制定について

(平成7年11月2日甲通達厚第60号)

近年の高齢化社会の到来により、警察職員の退職後の生活は長期間となるとともに、勤務時間の短縮に伴い在職中においても、余暇の増大が顕著となっている。このような状況の中であって、警察職員が在職中はもとより、退職後においても真に健康で心豊かな生活がおくれるよう様々な施策を講ずることは、職員の勤務意欲や能率の向上と活力ある警察活動を推進する上で極めて重要となっている。

このため、従来の福利厚生業務の見直しを行い、より総合的な福利厚生施策の推進を図るため、別添「静岡県警察職員等の生涯生活充実のための総合的な福利厚生施策の推進計画策定委員会設置要綱」を制定する。

別添

静岡県警察職員等の生涯生活充実のための総合的な福利厚生施策の推進計画策定委員会設置要綱

第1 設置

県本部に、静岡県警察職員等の生涯生活充実のための総合的な福利厚生施策の推進計画（以下「推進計画」という。）策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 任務

- 1 ライフプラン推進計画に関すること。
- 2 ライフプラン推進計画に基づく年次毎の実施計画の策定に関すること。
- 3 関係機関との連絡調整に関すること。
- 4 計画策定に必要な情報収集に関すること。

第3 組織

- 1 委員会は、委員長及び委員をもって組織する。
- 2 委員長は、警務部長をもって充てる。
- 3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 警務部参事官兼警務課長
 - (2) 総務部会計課長
 - (3) 警務部教養課長
 - (4) 警務部厚生課長
 - (5) その他委員長が指名する者
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 5 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を行う。

第4 委員会

- 1 委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、意見等を聴取することができる。
- 3 1及び2に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

第5 幹事会

- 1 委員会に、推進計画の策定に関する専門的事項の調査、検討等を行うため、幹事会を置く。
- 2 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 幹事長 警務部厚生課長
 - (2) 幹事 総務部総務課企画担当補佐、総務部会計課予算担当補佐、警務部警務課企画担当補佐、警務部厚生課管理官、警務部厚生課健康管理・共済・福利厚生担当補佐、生活安全部生活安全企画課企画指導担当補佐、地域部地域課企画担当補佐、刑事部刑事企画課企画担当補佐、交通部交通企画課企画指導担当補佐、警備部公安課総務企画担当補佐及び情報通信部通信庶務課次席
- 3 幹事長は、委員会から命じられた事項について調査検討し、その結果を委員会に報告するものとする。

第6 庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部厚生課において処理する。